

【シンポジウム・提言】

わが国におけるスポーツ仲裁・調停の課題

森 浩 寿
(大東文化大学)

1 はじめに

2000年に日本スポーツ法学会の中にADR研究専門委員会が発足して以降、およそ一年に一度のペースで研究会を開催してきた。今回、スポーツ仲裁・調停をテーマにシンポジウムを開催することとなり、ADR研究専門委員会幹事という立場から、将来へ向けた課題というテーマを与えられた。

日本スポーツ仲裁機構の取扱い件数が少ない。設立初年度の2003年度は3件、2004年度が2件、2005年度と2006年度が1件ずつで、2007年度は0件であった。紛争がないことは喜ばしいことであるが、選手側が申し立てをしても、相手方（競技団体）が仲裁による解決に合意しなかったケースもみられる。

なぜ、このような状況なのであろうか。その理由として、そもそも、日本のスポーツ界に紛争解決という考え方が根付いていないことが指摘できる。本稿では、これまでの研究会活動を踏まえた上で、日本スポーツ仲裁機構の課題、競技団体の課題、わが国におけるスポーツADRの課題について検討を試みる。

2 ADR研究専門委員会の活動から

(1) 研究会の開催

①第1回（2000年10月24日、神奈川大学）

- ・萩原金美「スポーツADRについて」
- ・伊藤堯（日野一男）「スポーツ事故と紛争解決」
- ・森浩寿「オーストラリアにおけるスポーツ紛争処理センターの機能について」

②第2回（2002年3月15日、早稲田大学）

- ・萩原金美「スポーツADRをめぐる基本問題～司法制度改革審議会意見書に関連して」
- ・竹之下義弘「スポーツADRと法律相談・助言～ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムに関連して」

③第3回（2003年11月9日、早稲田大学）

- ・上柳敏郎「千葉すず仲裁事件の経験から日本のスポーツ仲裁を考える」
- ・出井直樹「スポーツADRと弁護士会の取り組み」

④第4回（2004年5月8日、岸記念体育会館）

- ・早川吉尚「JSAAとその仲裁判断について」
- ・大川宏「新仲裁法とスポーツ仲裁」

⑤第5回（2006年4月8日、岸記念体育会館）

- ・八木由里「日本馬術連盟代表選考仲裁判断とその後の対応」
- ・道垣内正人「日本スポーツ仲裁機構の方針・規則の解釈」

(2) これまでの議論からスポーツ仲裁・調停の将来の課題

第4回の研究会からは、日本オリンピック委員会（JOC）ならびに日本体育協会加盟の競技団体に対して研究会の開催案内を送付し、参加を呼びかけた。なぜなら、各種規則を定めるのも、それに基づいて処分を決定するのも団体の専権事項であり、すなわち自治の問題である。したがって、そこに発生する紛争をどう解決するか、スポーツADRはどうあるべきかについて考えるに当たっては、当事者である競技団体にも研究会に加わっ

ていただかなければならないと考えたからであった。実際、第4回・第5回研究会では、各回4～5団体が参加された。

研究会での議論を通じて、団体が紛争解決をどう考えているか、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）をどのように評価しているか、さらには問題点などについて知ることができた。

具体的には、千葉すず事件におけるCASの仲裁判断以降、水泳連盟が代表選考基準を事前に明確に公表するようになった点、また、馬術連盟でも、自分たちの代表選考に問題があったのかどうかについて第三者の判断を仰いだ点は評価されるものであろう。

他方で、JSAAは、各団体に対して、理事会決議や定款、規則、規程等により、当該団体のなした決定に対する不服について競技者等がJSAAの「スポーツ仲裁規則」に基づいて仲裁申し立てを行った場合、スポーツ仲裁を利用して紛争解決を行う旨の仲裁条項を採択するよう求めているが、JOC加盟・準加盟54団体の内、採択済みは24団体にとどまっている⁽¹⁾。実際に、競技者等から申し立てがあっても、団体の合意が得られないケースが発生している。

以上から、スポーツ仲裁・調停の将来の課題として、競技団体の自治とは、そして処分手続のあり方についての二点を取り上げる。

3 Jリーグ・我那覇選手ドーピング問題

(1) 事実関係

2007年4月、サッカーJリーグ・川崎フロンターレ所属の我那覇和樹選手がチームドクターから受けた「静脈注射」が、我那覇選手の健康状態に対して緊急かつ合理的な医療行為とは認められないとして、ドーピング違反と認定され、出場停止処分が下された。これに対して、当該行為を施したチームドクターが、日本スポーツ仲裁機構（JSAA）に対して処分の取り消しを求める仲裁申し立てを行ったが、Jリーグは、「当事者であるJリーグ、川崎、我那覇の間で解決済み」という理由から、申し立てに合意しなかった^(注1)。

【Jリーグ・ドーピング禁止規程】

第2条（ドーピングの定義）

①本規程においてドーピングとは、世界アンチ・ドーピング機構（以下「WADA」という）および国際サッカー連盟（以下「FIFA」という）に規定されている内容と同一の定義とする。

第5条（罰則）

①アンチ・ドーピング特別委員会は、ドーピングコントロール委員会が陽性と認定した選手（禁止物質が検出された場合または禁止方法に抵触する行為を行った場合）およびドーピングテストを拒絶した選手に対し、理事会の承認に基づき、制裁を科すことができる。

(2) WADA規程との関係

Jリーグでは、WADAおよびFIFAの規程に基づいてドーピングの判断が行われる（Jリーグ・ドーピング禁止規程第2条）。

ところで、静脈注射を施したドクターは、JSAAに仲裁を申し立てた際に、その理由として「(i)「正当な医療行為」としての静脈注射に申請は不要、(ii)「正当な医療行為」は現場の医師の判断に委ねられる」というWADAの規程を上げていた。WADA規程の2006年版禁止リストによれば、「正当かつ緊急性のある治療行為以外の静脈注射を禁止」としていたが、2007年版からは、治療目的のための正当な静脈注射は、現場の医師の判断に任せるべきとして、「緊急性」の文言が削除されていた。

そして、ドクター側が、日本アンチドーピング機構（JADA）にこの点に関する見解を求めたところ、JADAは、このケースがWADA規程に違反しない旨の判断を示した。これを受けて、Jリーグは規定解釈を変更し、静脈注射を含めて正当な医療行為かどうかの判断は現場の医師に一任し、事前の認可申請は不要とする文書を各クラブに通達した⁽²⁾。

前述のとおり、Jリーグの規程では、WADAの規程に基づいてドーピングの判断がなされるが、この我那覇選手の問題では、Jリーグは、一体何を根拠として判断を下したのだろうか。

【Jリーグ・ドーピング禁止規程】

②WADAおよびFIFAが、世界アンチ・ドーピング規程を変更した場合は、自動的に変更されるものとする。

【世界アンチ・ドーピング規程（2007年禁止リスト国際基準）】

○禁止方法

M1. 化学的・物理的操作

- b. 正当な医療行為を除き、静脈注入は禁止される。

4 競技団体の自治・自律

(1) 自治・自律、規約策定

憲法が保障する結社の自由に関連して、団体には、団体の自治が認められている。法が一般社会における秩序の維持に機能しているように、団体では、自ら定めた規約にも同様の価値を認め、その規約を中心とする部分社会が成立すると考えられている。ゆえに、団体の自治活動は、規約の枠内において行われなければならない。

団体は、ある意味自由に規約を策定できるわけだが、規約の内容は、団体の構成員が納得できるものでなければならない。決して、団体にとって都合の良いように解釈・運用ができるというものではない。我那覇選手の問題をみると、Jリーグの規則によれば、WADAの規程がそのまま適用される（WADA規程が改正されれば、Jリーグの規程も自動的に変更される）のであるから、2007年度版のルールに照らせば、ドーピング違反には当たらないのではないかという疑問が生じる。

(2) 処分規定

前項で述べたとおり、団体には自治が認められ、規約等に記した目的にそって事業が展開されている。その自治には、団体の構成員（競技者等）の規約等に反する行為等に対する各種処分措置も自治に含まれる。

長野オリンピックの際に、スノーボードの大回転で金メダルを獲得したカナダ人選手の体内から、ドーピング検査でIOCが禁止薬物に指定し

ていたマリファナが検出されたため、IOCはメダル剥奪処分を下したが、選手がCASへ提訴した。CASの仲裁パネルは、マリファナを禁止薬物とすることについて、国際スキー連盟とIOCとの間には明確な合意がないし、オリンピック組織委員会が出した禁止薬物リストにも掲載されていないなどの手続き上の不備を理由に処分取り消しの仲裁判断を下している⁽³⁾。

何が違反で、何が違反ではないかについてすべてを明示しておくことは困難である。しかしながら、資格停止や剥奪といった会員の身分に関わるような重大な不利益処分を下すような場合には、明確な根拠となるものが必要であろう⁽⁴⁾。

5 スポーツ仲裁・調停の将来の課題という課題

スポーツ仲裁・調停の将来の課題という課題に対して、(1) JSAAの判断、(2) 団体における処分手続のあり方、団体による処分に対する救済のあり方、を挙げておきたい。

(1) 日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁・調停

2003年4月、JOC、日本体育協会そして日本障害者スポーツ協会からの拠出金をもとに日本スポーツ仲裁機構（JSAA）が設立された。JSAAでは、「スポーツ仲裁規則」および「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」、さらには、「特定調停合意に基づくスポーツ調停（和解あつせん）規則」にもとづいて紛争の解決が図られている。

「スポーツ仲裁規則」では、JOC、日本体育協会そして日本障害者スポーツ協会の三団体およびその加盟・準加盟団体の下した決定に対する競技者・チーム等による申し立てのみが受け付けられる。

ところで、前出の通り、JSAAは、各団体に対して、理事会決議や定款、規則、規程等により、当該団体のなした決定に対する不服について競技者等がJSAAの「スポーツ仲裁規則」に基づいて仲裁申し立てを行った場合、スポーツ仲裁を利用して紛争解決を行う旨の仲裁条項を採択するよう求めているが、JOC加盟・準加盟54団体の内、採択済みは24団体にとどまっ

ている1)。なぜ、団体では、JSAAの積極的な利用がすすまないのだろうか。

JSAA仲裁に対する指摘がなされている。それによると、第一に、スポーツ仲裁判断における先例の分かりやすさを求めている。なぜなら、「ルールを知ろうと考える者は、その判断に容易にアクセスできなくてはならない」から、「その判断が公開されることは必須である」。ただし、先例を発見することが容易であることと、「そこに示されているルールは何かをすることが容易かどうかは別の問題である。スポーツ仲裁判断を公開することによって、広くスポーツ界にルールを知らせようとするのであれば、正確さを失わない範囲で、極力分かりやすい判断を書くことが求められる」。「スポーツ団体や競技者が弁護士等の専門家を雇わないと判断内容が理解できないというのでは、日本スポーツ仲裁機構が仲裁判断に期待している役割は果たせないのではないだろうか」⁽⁵⁾。

第二に、判断の記載内容についての指摘がなされている。これまでのJSAAの仲裁判断では、本来の争点からある意味一歩踏み込んだ記述がなされたものがある。例えば身体障害者水泳(JSAA-AP-2003-003)や馬術(JSAA-AP-2004-001)の事案では、将来の選考手続のあり方についての希望や勧告がなされている。

この点に関して、まず、「結論には影響を与えないが手続中で争われた事項についての判断に言及することと、当事者が求めてもいないような将来の手続の改善への勧告や競技団体へのその他の希望等は分けて考えてよいように思われる。前者については『ルールの透明性』の向上に資するとしても、後者については、それが果たして日本スポーツ仲裁機構の仲裁パネルが仲裁判断への記載という方法によって行うべき事項かどうかは慎重に議論される必要があると思われる」と指摘している。

次に、「理由中で競技団体を批判することが許されることによって、競技者の請求を認めないと結論を出しやすくなるということはあってはならない。申立人の請求を認めるかどうかしか言えない場合と、被申立人は悪いのだけれども申立人の請求を認めるほど被申立人は悪くない、といえる場合とでは、後者の場合のほうが申立人の請求を退けやすくなる」と指

摘する。特に裁判などと違って法の一般原則などを頼りにするスポーツ仲裁では、「理由中で競技団体を批判することによって申立人の主張することも理解できるという姿勢を示すことができるかもしれないであるとか、何となくバランスがよいとか、そのようなことが無意識のうちに判断に入り込むことは避けなければならない」。

(2) 処分手続・救済のあり方

団体は、自治に基づく裁量によって、構成員である会員に対してさまざまな処分を下すことができる。団体の処分手続のあり方について、いくつかの提言が出されているので紹介する。

①上智10原則の提案

団体と選手等との間の紛争予防・解決の手掛かりとなるべく、法の一般原則やこれまでの仲裁判断ならびに関連する意見、行政法の思考や行政法判例、そして競技団体に対して行ったアンケート等をもとに、紛争を未然に防止するための提案が出されている⁽⁶⁾。

1) 基準の設定・公表

団体は選手選考基準・不利益処分基準を公表しなければならない。

2) 告知・聴聞の機会

団体は選手等に不利益処分を課す際に告知・聴聞の機会を与えなければならない。同様に、選考結果に対して不満のある選手に対しても告知・聴聞の機会を与えなければならない。

3) 他事考慮の禁止

団体は、選手選考・不利益処分時に、本来考慮すべきでない事柄を考慮してはならない。

4) 比例・平等原則

団体は、処分時において、他の者との関係において平等な取扱いをしなければならず、目的達成のために必要最小限度の処分をしなければならない。また、選考時には選手を平等に取り扱わなければならない。

